

## 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」 および同政省令に関する論点

### 項目

#### 1. 政省令で検討すべき論点

##### 1.1. 新エネルギーの定義に関わる論点

- 廃棄物の抑制方法について
  - ✓ マテリアルリサイクルを阻害しないこと
  - ✓ CO<sub>2</sub> 排出を実質的に増加させず、環境負荷を増大させないこと
  - ✓ 他の自然エネルギー普及を阻害しないこと
- 中小水力の扱いおよび規模・基準の設定について
- 地熱の扱いについて
- 設備認定について

##### 1.2. 新エネルギーの利用目標および基準利用量について

- 利用目標の水準について
- 基準利用量の設定、緩和、緊急時の措置について
- 一般電気事業者による電力のみの引き取りについて
- 既存の新エネの扱いについて

##### 1.3. RPS 制度設計について

- 運用上の「証書」発行可能性について
- 「RPS 枠」取引に伴う「価値」の移転と整合性について
- 競争力の劣る新エネルギー技術への支援について

#### 2. 次回法改正に関わる論点

##### 2.1 普及方策に関わる論点

##### 2.2 法の目的、とくに地球温暖化防止について

##### 2.3 「新エネルギー」の用語および定義について

##### 2.4 義務づけ対象について

##### 2.5 RPS 制度設計について

- 証書の発行について
- ペナルティの設定について

#### 3. その他、法・政省令にかかわらない共通の論点

##### 3.1 民間の自主的な取り組み(とくにグリーン電力証書)との調和について

##### 3.2 系統の整備、補助、費用負担のあり方について

##### 3.3 北海道電力の「25万kW枠」について

##### 3.4 太陽光発電の余剰電力買取メニューなどについて

## 内容

### 1. 政省令で検討すべき論点

#### 1.1 新エネルギーの定義に関わる論点

##### ➤ 廃棄物の抑制方法について

###### 【論点】

- ・ 国会でも付帯決議で合意された「廃棄物発電なканずく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについて、抑制的観点に立ち、関係大臣と十分協議の上、循環型社会形成の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう、かつ、地球温暖化の防止に資するよう二酸化炭素排出量の削減に十分配慮すること」をいかに担保するか。
- ・ 加えて、国会でも付帯決議で合意された「本制度の下、廃棄物発電の導入への傾斜により他の新エネルギー等の導入が停滞しないよう努めること。」をいかに担保するか。
  - ✓ **マテリアルリサイクルを阻害しないこと**
  - ✓ **CO<sub>2</sub> 排出を実質的に増加させず、環境負荷を増大させないこと**
  - ✓ **他の自然エネルギー普及を阻害しないこと**
- ・ 廃棄物発電の環境負荷に関しては、添付資料参照のこと

##### ➤ 中小水力の扱いおよび規模・基準の設定について

###### 【論点】

- ・ 単に規模要件で区切るのではなく、根拠をもって「環境保全型水力」を定義し、その社会的合意が必要ではないか。
- ・ 既存の水力をどのように扱うかについて、慎重な審議が必要（既存の新エネの項参照）

##### ➤ 地熱の扱いについて

###### 【論点】

- ・ 地熱に技術的要件を設けるのであれば、その社会的合意が必要
- ・ 既存の地熱をどのように扱うかについて、慎重な審議が必要（既存の新エネの項参照）

##### ➤ 設備認定について

###### 【論点】

- ・ バイオマス発電等の燃料を必要とする新エネルギー発電設備の認定について、設備だけではなく、「燃料の適正性」をどのように認定するのかについて、検討が必要。
- ・ 設備認定を得られた新エネ等電気設備は、系統への優先接続や立地等に係る公益性を担保されるのか、設備認定の公益性について検討が必要。

#### 1.2 新エネルギーの利用目標について

##### ➤ 利用目標の水準について

###### 【論点】

- ・ 昨年の新エネ部会の数字は、RPS 導入を前提としない目標値であるため、RPS 前提となれば、あらためて検討が必要。自然エネルギー市場を活性化するためには、115 億 kW 時(1%)程度の微少な市場ではなく、英国、カリフォルニア州のような毎年1%程度増加させる程度の大規模

な市場形成が求められる。

- ・ 国会の付帯決議でも合意された「新エネルギー等電気の利用目標については、新エネルギー等の普及の現状及びエネルギーの需給状況等を勘案し、真に新エネルギー等の市場拡大に資するよう、審議会の場において十分討議し、適切な水準となるよう定めること」を実質的にどのように担保するのか。

自然エネルギー発電に関するEU指令  
(2001年9月)

|                | 自然エネ電力<br>% 1997 | 自然エネ電力<br>% 2010 | 自然エネ電力 % 1997<br>大型水力を除く | 自然エネ電力 % 2010<br>大型水力を除く |
|----------------|------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|
| オーストリア         | 72.7             | 78.1             | 10.7                     | 21.1                     |
| ベルギー           | 1.1              | 6.0              | 0.9                      | 5.8                      |
| デンマーク          | 8.7              | 29.0             | 8.7                      | 29.0                     |
| フィンランド         | 24.7             | 35.0             | 10.4                     | 21.7                     |
| フランス           | 15.0             | 21.0             | 2.2                      | 8.9                      |
| ドイツ            | 4.5              | 12.5             | 2.4                      | 10.3                     |
| ギリシャ           | 8.6              | 20.1             | 0.4                      | 14.5                     |
| アイルランド         | 3.6              | 13.2             | 1.1                      | 11.7                     |
| イタリア           | 16.0             | 25.0             | 4.5                      | 14.9                     |
| ルクセンブルグ        | 2.1              | 5.7              | 2.1                      | 5.7                      |
| オランダ           | 3.5              | 12.0             | 3.5                      | 12.0                     |
| ポルトガル          | 38.5             | 45.6             | 4.8                      | 21.5                     |
| スペイン           | 19.9             | 29.4             | 3.6                      | 17.5                     |
| スウェーデン         | 49.1             | 60.0             | 5.1                      | 15.7                     |
| 英国             | 1.7              | 10.0             | 0.9                      | 9.3                      |
| 欧州連合           | 13.9%            | 22.1%            | 3.2                      | 12.5%                    |
| (参考)米国カリフォルニア州 | 12%(2000)        | 20%(2017)        | -                        | -                        |

➤ 基準利用量の設定、緩和、緊急時の措置について

【論点】

- ・ 過度に電力会社に配慮した「緩和措置」は市場を縮小させることになるため、避けるべき。
- ・ 電力市場への新規参入事業者であっても、公平に負担を求めることが必要である。

➤ 基準利用量(RPS 枠)の「肩代わり(取引き)」について

【論点】

- ・ 電力供給者間の「肩代わり」に留まらず、新エネ事業者は発電量と RPS 枠との切り離し、当該一般電気事業者の地域を越えて、供給区域外の電力供給事業者と RPS 枠のみを取引可能か。そうでなければ、「売り手の自由」「買い手の自由」が確保されない。

➤ 一般電気事業者による電力のみの引き取りについて

【論点】

- ・ 上記に関連して、一般電気事業者は、送電系統を独占的に所有管理している公益性があること



ール形成が必要

➤ さらに、場合によっては国際的な整合性を視野に入れる必要がある

➤ **競争力の劣る新エネルギー技術への支援について（バンド方式の提案）**

- ・ 市場競争だけでなく、新エネルギー技術の育成を制度設計で考慮すべきである。
- ・ 具体的には、同じ新エネルギー技術（たとえば風力）の中での事業者間の競争だけでも十分にコスト削減効果は十分に期待できる。
- ・ しかし、日本のように新エネルギー市場がほとんど皆無に近いうえに、それなりの量が期待できる水力、地熱、風力、廃棄物はそれぞれ異なる経営原理や公的関与で成立している「新エネルギー」であることを考えれば、「新エネルギー間の競争」という考え方は虚妄にすぎない。
- ・ したがって、政省令の検討にあたって、英国でも提案されている「バンド方式」、すなわち新エネルギー技術ごとに目標値を設定し、その目標値の中で事業者間の競争を促すというものである。オーストリアで水力だけがRPSの対象となっている事例であろう。
- ・ バンド方式を採用すれば、太陽光など、革新的な新エネルギー技術も最低コストで育成を図ることが可能となる。
- ・ さらに、廃棄物発電そのものは抑制が期待されているものであり、他の新エネルギー（いわゆる自然エネルギー）は拡大が期待されているものであることを考えると、最低限、バンド方式により廃棄物発電は他の新エネルギーとは切り離すことが求められる。
- ・ 以上をまとめると、以下のようなバンド方式を提案できる。
  - 案1：新エネルギーごとの目標値を割り当てる
    1. 風力：300万kW
    2. 太陽光：500万kW
    3. 小水力：？万kW
    4. バイオマス：？万kW
    5. 地熱：？万kW
    6. 廃棄物：万kW（ただし、抑制的に運用し、目標値は下方に設定する）
  - 案2：自然エネルギー、革新的自然エネルギー、廃棄物という3種の目標値を割り当て
    1. 自然エネルギー（風力、小水力、地熱、バイオマス）：X%
    2. 革新的自然エネルギー（太陽光、波力など上記以外の自然エネルギー）：Y%
    3. 廃棄物：万kW（ただし、抑制的に運用し、目標値は下方に設定する）

**2. 次回法改正に関わる論点**

2.1 普及方策に関わる論点

【論点】

- ・ 「新エネルギー」という用語の定義については論点 2.3 参照
- ・ 手法については、固定価格制の優位性を考慮すること  
(以下はザルツブルグセミナーからの引用)

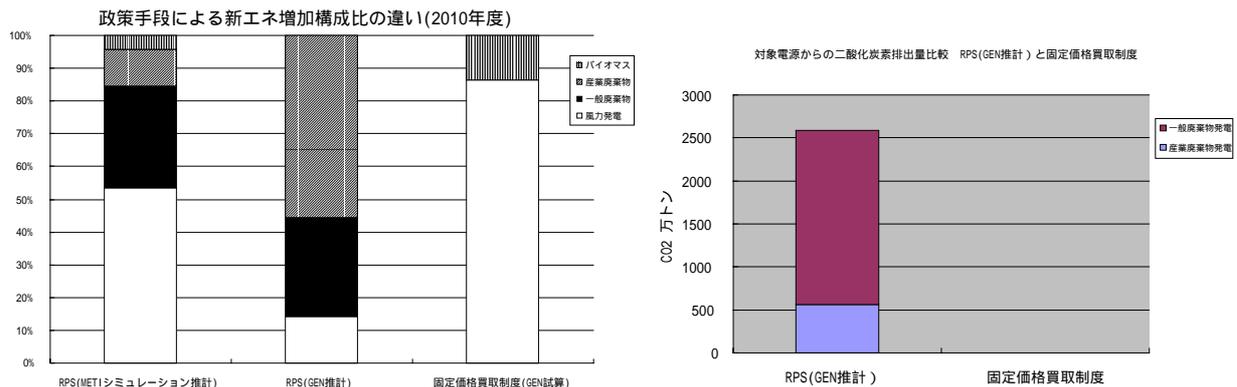
| 比較項目        | 固定価格制(ドイツ型) | 固定枠制(RPS 型) |
|-------------|-------------|-------------|
| 短期的な普及      |             |             |
| 技術開発インセンティブ |             |             |
| 投資セキュリティ    |             |             |

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 住民参加  |  |  |
| 費用効率性 |  |  |

## 2.2 法の目的、とくに地球温暖化防止について

### 【論点】

- ・ 実質的にCO<sub>2</sub>を拡大する懸念が大きく、これは「新エネルギー」の定義に大きく左右されることから、新エネルギーの定義・対象を見直すとともに、方の目的に「温暖化防止」を加えるべきである。



## 2.3 「新エネルギー」の用語および定義について

### 【論点】

- ・ 本質的に国語辞典的な問題ではなく、環境保全目的や国際的な整合性の問題である
- ・ 実質的な論点は、
  - (1)廃棄物の取り扱いや詳細な定義(非化石に限るなど)をどうするか、
  - (2)地熱と水力を加え、再生可能エネルギーと同義とするか、
  - (3)環境保全型の水力をどう定義するか。

これらは、公共政策上きわめて重要な要素であり、広く公論に付して、社会的合意のもとで進めるべきではないか。

## 2.4 義務づけ対象について

### 【論点】

- ・ 実質的に「小売事業者」に等しいオンサイト発電事業者をどうするのか。
- ・ PPS に関しては、参入障壁になる可能性があるのではないか。

## 2.5 RPS 制度設計について

- 法的な証書の発行について(前出の論点参照)
- ペナルティの設定について

- ・ ペナルティがない日本の制度は市場として機能しないのではないか。
  - 第1に、「罰金」だけで逃れるモラルの低下と市場縮小への懸念
  - 第2に、価格水準が見通せない市場の不確実性

### 3. その他、法・政省令にかかわらない共通の論点

#### 3.1 民間の自主的な取り組み(とくにグリーン電力証書)との調和について

- ・ 民間のグリーン電力、とりわけグリーン電力証書に関して、新エネルギー部会での言及にもかかわらず、いまだに何らの支援的対応も見られない。
- ・ 新法は新エネ事業者と電力供給事業者間のみを当事者とし、費用負担だけを需要家に押しつけるものであるため、需要家が直接自然エネルギーの普及に参加できる途を開くグリーン電力は、きわめて重要である。
- ・ 具体的には、以下の2点が求められる；
  - グリーン電力証書の購入を一般の費用支出として認めない国税庁に対する経済産業省の支援的対応と、
  - 省エネルギー法の中での「新エネルギー導入」としてグリーン電力証書を認める検討

#### 3.2 系統の整備、補助、費用負担のあり方について

- ・ 系統の制約が日本の新エネルギー、とりわけ風力発電の制約となっており、これに対して少なくとも次の3点が要請される。
  - 系統補強に対する支援的な措置
  - 新エネルギーの系統利用と系統補強に関する費用負担ルールの明確化(電力自由化関連)
  - 「25万kW枠」を公表した北海道に対する、北本連系線の増強を視野に入れた検討

#### 3.3 北海道電力の「25万kW枠」について

- ・ 新エネルギー、とりわけ風力発電のポテンシャルがもっとも期待される北海道において、先の北海道電力の公表により「25万kW」という制約が設けられることは、日本全体での風力発電の目標に照らして重大な問題である。
- ・ 系統補強(上記参照)費用負担のあり方等を含めて、国家的な対応が求められるのではないか。

#### 3.4 太陽光発電の余剰電力買取メニューなどについて

新エネ利用特措法成立後の諸状況の下で、

- ・ 電力会社による電灯料金による余剰電力買取メニューはどうか、どうあるべきか。
- ・ 政府(新エネルギー財団)による設置補助はどうか、どうあるべきか。

以上